

議案第 29 号

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 29 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

人事院規則等の改正に鑑み、育児を行う職員の職業生活及び家庭生活の両立を一層容易にさせたいため

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第３条第６号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第４条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第１０条第７号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。